

令和4年神審第40号

裁 決

遊漁船A運航阻害事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年6月26日14時00分

高知県高知港南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 6.6トン

登 録 長 13.52メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 421キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部右舷側にGPSプロッター及び機関遠隔操縦装置を、中央にレーダー及び舵輪を、左舷側に魚群探知機をそれぞれ装備したFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和4年6月26日05時30分高知港の係留地を発し、同港南西方沖合の釣り場に向かった。

ところで、Aの燃料油タンクは、操舵室の甲板下に配された機関室の船首寄り両舷側に設けられ、容量が共に500リットルで、各燃料油タンクから機関に同量の燃料油が供給されるよう調整されていた。

また、a受審人は、Aの燃料油の残量を知る手段として、操舵室には燃料油量計はなく、両燃料油タンクの下部から上方にスケール付きの透明のビニールホースをそれぞれ取り付けて油面計（以下「簡易油面計」という。）とし、同油面の高さで燃料油の残量を確認していた。

そして、a受審人は、主に土曜日及び日曜日に遊漁を行い、月に1回ないし2回の割合で給油をし、同月14日に給油した後に遊漁を2回行い、同月25日は遊漁を行わなかったものの、午前と午後に知人との釣りのため出航していた。

発航に先立ち、a受審人は、当日遊漁を行うのに必要な量の燃料油が搭載されていなかったが、前回の給油から2週間ほどしか経っていないので、1航海するのに十分な燃料油があるものと思い、簡易油面計で燃料油の残量を確認するなど、発航前の検査を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a受審人は、06時30分目的の釣り場に到着して遊漁を行い、その後釣り場を移動して漂泊と潮上りを繰り返しながら遊漁を行っていたとき、機関が異音を発したので、機関室に赴いて燃料油の残量を確認

認したところ、同残量がほぼないことに気付き、遊漁を終え、急いで帰航することとし、13時29分半少し前白ノ鼻灯台から165度（真方位、以下同じ。）6.61海里の地点を発進すると同時に針路を022度に定め、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行し、14時00分白ノ鼻灯台から107.5度4.00海里の地点において、Aは、燃料油が欠乏して機関が停止し、航行不能となった。

当時、天候は晴れで、風力2の東南東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

その結果、a受審人からの救助要請を受けて来援した僚船によって高知港に引き付けられた。

#### （原因及び受審人の行為）

本件運航阻害は、高知港において、発航する際、発航前の検査が不十分で、遊漁を終えて帰航中、燃料油が欠乏して機関が停止したことによって発生したものである。

a受審人は、高知港において、遊漁を行うため発航する場合、燃料油が欠乏して機関が停止することのないよう、簡易油面計で燃料油の残量を確認するなど、発航前の検査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前回の給油から2週間ほどしか経っていないので、1航海するのに十分な燃料油があるものと思い、発航前の検査を十分に行わなかった職務上の過失により、当日遊漁を行うのに必要な量の燃料油が搭載されていないことに気付かないまま高知港を発航し、遊漁を終えて帰航中、燃料油が欠乏して機関が停止し、航行不能となる事態を招くに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年7月20日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広